

# 大阪府議会議員選挙（泉南市、阪南市並びに泉南郡田尻町及び岬町選挙区）選挙公報

大阪府選挙管理委員会



## 維新政治ストップ

支配ではなく支援で  
主権者・自治体を活かす大阪府を

情報は当然主権者府民それぞれのもの。主権者は具体には代わりがない。国民は個人として尊ばれる（憲法13条）。みんな、という存在はない。主権者への施策は主権者自らが市町村で行われる。府はそれぞれの自治体を活かす。違いを活かす縁の下の力持ちの役割。違いが醸し出す、味わい深いハーモニー大阪。カジノの為に？の万博「イベント府政」は住民を活かさない。

成熟社会では、スモール・スロー・シンプルが大事。大阪市、田尻町、岬町、そして泉南市、阪南市、それぞれが対等。これがステキ。これからの時代をひびくのは、小大が響き合い輝く大阪です。

私も77歳になりますが歳を重ねるのはイイなーとしみじみ感じています。政治は存在に出来るものだと学びました。どんな人も「1人」として大事にされるステキな大阪をつくっていきましょう。世界の人々の願いから生まれた戦力不保持の憲法9条は自治体で活かす。人と人がつながる世界都市間交流を進め、主体的に市町村支援の大阪府をつくっていきましょう。

議会は違う立場を持った者の話し合う場です。違いが活きる府政を目指したい。皆さん一人ひとりと共に。投票にいきましょう。

【小山の歩み】1942年生。22歳=宗谷岬まで自転車、32歳=21カ国を旅。泉南市議に選挙7度目で当選、以後8回当選。3年前9度目市議選落選(次点)。その後も変わらず活動。大阪市立都島第二高(夜間)建築科卒。(思い)普通が尊し。死刑・原発・戦争=No!!

大阪府泉南市樽井7-8-3 (自宅:泉南市信達市場)  
☎072-475-1055 携帯080-4971-1881  
メール:sennannkagayaki@yahoo.co.jp URL:ojisannno.exblog.jp



こやま ひろあき  
**小山 広明**

今から15年ほど前の大阪府は、失業率が「全国最悪」、仕事が無いから「ひったくり」などの犯罪も「全国最悪」でした。それが今では、  
2019年「G20大阪サミット」、「ラグビー・ワールドカップ」、  
2020年「東京オリンピック・パラリンピック」、  
2021年「関西ワールドマッス」、「2025年「大阪・関西万博」と開催が決定。  
有効求人倍率はバブルの頃と同じくらいで、有効求人倍率は昭和30年代の統計を取り始めてから過去最高。関空需要は過去最高を年々記録し、大阪への訪日外国人数も年々過去最高を記録しています。次の世代が、しっかりとこの大阪で、住み・働き・学び・暮らしていけるように、この大阪の成長をより確かなものとしていきます！

# 大阪の成長を止めるな。

大阪が、東西二極の一極として、日本の成長をけん引する。そのために、大阪府と大阪市の「広域行政」を一元化し、大阪の成長のような「広域行政」に関するものは、指揮官を一人にして、強い大阪を追求する。大阪府を特別区に再編し「基礎自治体」としての府内市区町村は、住民自治に基いたやさしい大阪を実現する。このような大阪都構想を実現し、次の世代へ引き継ぐ大阪は、一地方都市では終わらせない。変革と挑戦を続け、世界都市へと飛躍する大阪を次の世代に引き継ぐ。

【経歴】  
明治大学卒業、和歌山大学大学院修了(経済学修士)、東亜大学大学院修了(法学修士)、(株)長谷工コーポレーション、阪南市議会議員、大阪府議会議員、大阪府監査委員、大阪維新の会 大阪府議会議員団 総務会長



One Osaka!  
どい たつや  
**土井 達也**

土井達也公式ホームページ: <http://www.tdoi.net> FacebookやTwitter等はホームページから!

## 投票日 ▶ 4月7日(日)

投票時間 ▶ 午前7時から午後8時まで 定数 ▶ 1

期日前投票  
及  
び  
不在者投票

投票日に仕事や用事のある方は、4月6日までの午前8時30分から午後8時までの間(土曜・日曜を含む。)、市区町村選挙管理委員会で期日前投票(又は不在者投票)ができます。なお、都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は不在者投票ができます。

点字投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票できます。投票所の係員に申し出てください。

代理投票

病气やけがなどで字が書けない方は、係員が代わって投票を記載する代理投票の制度があります。投票所の係員に申し出てください。

手話通訳

投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に市区町村選挙管理委員会に申し出てください。

投票するには、現在お住まいの市区町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。

ただし、大阪府議会議員選挙では、府内の市区町村の選挙人名簿に登録されている方が、平成30年12月29日以後に府内の他の市区町村に転入届をし、引き続き居住している場合は、旧住所地で投票することができます。

なお、この場合は、市区町村長の発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示し、又は引き続き大阪府の区域内に住所を有することの確認を受けなければ投票できません。証明書の交付については、投票日までに最寄りの市(区)役所又は町村役場の住民票を担当する窓口で申し出てください。

**選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました!**  
年齢満18歳未満の子どもと一緒に投票に行くことができます。

(この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版で印刷したものです。)